
資料編







第2次大洲市総合計画後期基本計画の施策の大綱と主要施策

基本目標	施策の大綱	施策	主要施策
活力を高めよう	1-1 農林水産業の振興	1 農業の振興	1 農畜産物の生産振興と多様な担い手の育成
			2 農地の保全と多面的な利活用
			3 農畜産物のブランド化・6次産業化
			4 農畜産物の消費拡大
		2 林業の振興	1 森林の公益的な機能の維持・充実
			2 木材などの生産の振興と担い手の確保・育成
			3 林産物のブランド化と需要の拡大
		3 水産業の振興	1 豊かな漁場の整備
			2 水産物のブランド化
	3 水産施設の整備		
	1-2 商工業の振興	4 商工業の振興	1 地場産業の振興
			2 企業誘致・留置の推進と創業の支援
3 地元商業の活性化			
4 雇用の創出と就労環境の改善			
1-3 観光業の振興	5 観光業の振興	1 観光客のおもてなしとインバウンド対策の充実	
		2 観光資源の充実と多様な観光メニューの提供	
		3 広域観光の推進と情報発信の強化	
安心を高めよう	2-1 保健・医療の充実	6 健康づくりの推進	1 市民の健康づくりの支援
			2 病気の早期発見・早期治療の促進
			3 健康づくりの体制整備
		7 地域医療体制の充実	1 地域における医療の確保
			2 救急医療体制の充実と高度専門医療機関との連携
			3 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の安定化
	2-2 福祉の充実	8 地域福祉の充実	1 福祉活動の促進
			2 ユニバーサルデザインのまちづくり
			3 生活保護世帯などの相談・指導体制の充実
		9 子ども・子育て支援の充実	1 出会い・結婚・出産の支援の充実
			2 多様な子育て支援・保育サービスの充実
			3 ひとり親家庭への支援
		10 障がい者福祉の充実	1 障がいのある人の保健・福祉サービス
			2 障がいのある人の自立生活支援
			3 障がいのある人の社会参加支援
11 高齢者福祉の充実	1 高齢者の健康づくりと地域包括ケアシステムの構築		
	2 介護サービス提供体制の充実		
	3 高齢者の自立した生活や社会参加の支援		
	4 高齢者の社会保障制度の安定化		

基本目標	施策の大綱	施策	主要施策			
文化きざしめくまちづくり	3-1 教育の振興	12 就学前教育の充実	1 家庭や地域との連携強化 2 保育所・幼稚園・認定こども園における教育の充実			
		13 学校教育の充実	1 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 2 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成 3 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進 4 子どもと向き合う教育環境づくり 5 学校施設・設備・環境の充実			
			14 社会教育の充実	1 青少年の健全育成 2 社会教育事業の推進 3 社会教育施設・設備の充実		
	3-2 文化・芸術・スポーツの振興			15 文化・芸術・スポーツの振興	1 文化・芸術の振興 2 スポーツの振興と健康・体力づくりの推進	
				4-1 生活環境の整備	16 市街地・集落の整備	1 市街地及び集落の計画的な整備充実 2 美しい町並みづくりの推進 3 地籍調査事業の推進
	17 交通・情報基盤の整備		1 道路整備の充実 2 公共交通網の充実 3 情報網の整備			
18 定住環境の整備		1 移住・定住の促進 2 計画的な住宅整備の促進 3 公園の整備・充実と都市緑化の促進 4 河川・海岸の整備 5 上水道の整備 6 下水道の整備 7 斎場の計画的な整備・運営				
		4-2 生活安全の確保	19 生活安全の確保		1 災害に強いまちづくりの推進 2 常備消防の強化と非常備消防の維持・確保 3 原子力災害や武力攻撃事態への対応 4 交通安全対策の充実 5 犯罪被害の予防	
	5-1 自然の保全と活用		20 自然の保全と活用		1 自然の保全と自然景観の魅力向上 2 肱川の清流保全と水辺環境の保全 3 自然とふれあう場や機会づくり	
			5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進		21 地球環境の保全	1 地球温暖化の防止と省資源化 2 再生可能エネルギーの活用
					22 環境保全・衛生の推進	1 ごみの減量化・処理体制の整備・不法投棄の防止 2 し尿処理体制の確保 3 公害の防止と公害発生時の措置

基本目標	施策の大綱	施策	主要施策
人々きらめくまちづくり	6-1 市民参加・交流の促進	23 共創のまちづくり	1 行政情報の公開と政策への参画機会の充実 2 市民活動・地域活動の活性化
		24 人権尊重のまちづくり	1 人権尊重の啓発と人権擁護の充実 2 男女共同参画の推進
		25 国内交流・国際交流の推進	1 国内交流の促進 2 国際交流の促進
	6-2 行財政の健全化	26 行財政の健全化	1 計画的な行財政運営の推進
			2 財源の確保
			3 広域連携の推進
			4 市民サービスの向上、行政組織の体制強化
			5 行財政改革の推進
	6-3 DXの推進	27 DXの推進	1 行政のDXの推進
			2 市民のDXの促進
			3 産業のDXの促進

第2次大洲市総合計画後期基本計画の施策とSDGs

基本目標	施策	目標1 貧困	目標2 飢餓	目標3 保健	目標4 教育	目標5 ジェンダー	目標6 水・衛生
							
まちづくり 活力きらめく	1 農業の振興		●		●		●
	2 林業の振興		●	●	●		●
	3 水産業の振興		●				
	4 商工業の振興						
	5 観光業の振興						
まちづくり 安心きらめく	6 健康づくりの推進	●	●	●		●	
	7 地域医療体制の充実	●		●			
	8 地域福祉の充実	●		●	●		
	9 子ども・子育て支援の充実	●		●	●	●	
	10 障がい者福祉の充実	●		●	●		
	11 高齢者福祉の充実	●		●			
まちづくり 文化きらめく	12 就学前教育の充実	●		●	●	●	
	13 学校教育の充実	●		●	●	●	
	14 社会教育の充実			●	●	●	
	15 文化・芸術・スポーツの振興			●	●		
まちづくり 快適きらめく	16 市街地・集落の整備						
	17 交通・情報基盤の整備			●			
	18 定住環境の整備			●			●
	19 生活安全の確保	●		●	●	●	
まちづくり 自然きらめく	20 自然の保全と活用			●	●		●
	21 地球環境の保全			●	●		●
	22 環境保全・衛生の推進			●	●		●
まちづくり 人々きらめく	23 共創のまちづくり					●	
	24 人権尊重のまちづくり	●	●	●	●	●	
	25 国内交流・国際交流の推進		●				
	26 行財政の健全化						
	27 DXの推進			●	●		

目標7 エネルギー	目標8 成長・雇用	目標9 インフラ	目標10 不平等	目標11 都市	目標12 生産・消費	目標13 気候変動	目標14 海洋資源	目標15 陸上資源	目標16 平和	目標17 実施手段
●	●	●		●	●	●		●		●
●	●	●		●	●	●	●	●		●
	●	●			●		●			●
	●	●		●						●
	●	●		●	●					●
										●
				●						●
			●	●					●	●
			●	●					●	●
	●		●	●						●
			●	●					●	●
			●	●					●	●
		●		●	●					●
		●		●		●				●
●		●		●	●	●	●	●	●	●
		●		●	●	●			●	●
●				●	●	●	●	●		●
●				●	●	●	●	●		●
●				●	●	●	●	●		●
			●	●					●	●
	●		●	●					●	●
			●	●					●	●
			●	●						●
	●	●	●	●					●	●

第2次大洲市総合計画後期基本計画策定経過

実施時期	内 容
令和3年5月26日	第1回大洲市総合計画審議会
令和3年6月4日	第1回大洲市総合計画策定部会（書面開催）
令和3年10月21日	第2回大洲市総合計画策定部会（書面開催）
令和3年11月2日	第3回大洲市総合計画策定部会
令和3年11月19日	第1回大洲市総合計画策定委員会
令和3年12月2日	第2回大洲市総合計画審議会
令和3年12月15日	第2次大洲市総合計画後期基本計画（案）への意見募集 （パブリックコメント／～令和4年1月13日／本庁・各支所・ホームページ）
令和4年1月21日	第4回大洲市総合計画策定部会
令和4年1月27日	第2回大洲市総合計画策定委員会
令和4年2月10日	第3回大洲市総合計画審議会
令和4年2月14日	第2次大洲市総合計画後期基本計画の答申
令和4年3月18日	第2次大洲市総合計画基本構想の変更 議決

第2次大洲市総合計画後期基本計画の策定について 諮問書

3大企第251号
令和3年5月26日

大洲市総合計画審議会会長 様

大洲市長 二宮 隆久

第2次大洲市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

このことについて、大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）第4条の規定に基づき、ご意見を賜りたく諮問いたします。

（諮問理由）

本市は、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする第2次大洲市総合計画の基本構想に掲げた、まちづくりの将来像である「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」の実現に向けて、基本計画に基づく各種施策を実施してまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の進展、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興、デジタル化をはじめとした、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

こうした中で、現行基本計画は、計画期間の中間年において見直しを行うこととしていることから、これまでに実施してきた各種施策の検証を行うとともに、新たに顕在化した課題等にも的確に対応するため、令和4年度を初年度とする大洲市総合計画の後期基本計画を策定いたします。

そこで、本計画の策定にあたり、これからの大洲市のあり方や各種施策に対してご意見を賜りたく諮問いたします。

第2次大洲市総合計画後期基本計画の策定について 答申書

令和4年2月14日

大洲市長 二宮隆久様

大洲市総合計画審議会
会長 松村暢彦

第2次大洲市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

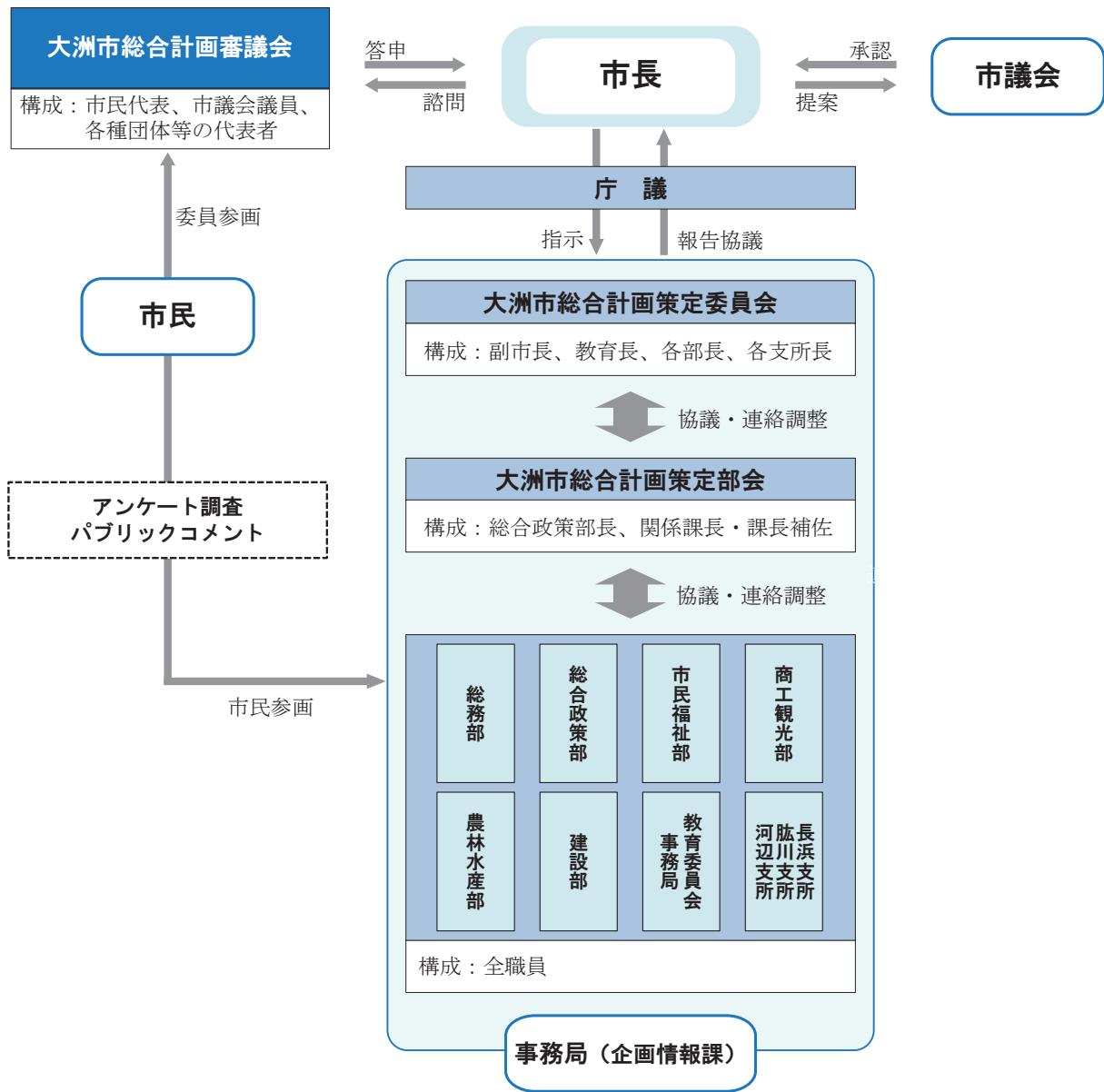
令和3年5月26日付け3大企第251号で諮問のありましたこのことについて、大洲市総合計画審議会条例の規定に基づき、慎重に調査、審議を行った結果、適当と認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 将来像「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」の実現に向け、水と緑の豊かな自然を有する本市の特長や魅力、強みを生かした取組を一層強化し、市民・事業者・行政などが共に学び、互いを高め合いながら、まちの魅力を向上させるよう取り組んでください。
- 2 平成30年7月豪雨災害から1日も早い復興を成し遂げるため、大洲市復興計画との連携・整合を図りながら、生活や産業基盤の再生などに、引き続き、全力を挙げて取り組んでください。
- 3 本市が将来にわたって“きらめき”続けるためには、人口減少をはじめとした本市が抱える課題の解決に向けて、行政だけでなく、市民・事業者・行政の共創により、まちづくりを進めるよう努めてください。
- 4 本計画の推進に当たっては、コロナ禍やデジタル改革に代表される社会情勢等に十分配慮し、施策の進捗状況を適切に管理しながら、施策や事業の実施内容を適切に見直していくようにしてください。
- 5 持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsは、地域の諸課題を解決することにもつながることから、積極的に取り組み、持続可能なまちづくりに努めてください。

第2次大洲市総合計画後期基本計画策定体制図



大洲市総合計画審議会委員等名簿

1. 大洲市総合計画審議会

番号	役職名	氏名	備考
1	大洲市自治会連絡会議（大洲地域）会長	口井 睦雄	※副会長
2	大洲市自治会連絡会議（長浜地域）副会長	東 信利	
3	大洲市自治会連絡会議（肱川地域）副会長	藤高 茂治	
4	大洲市自治会連絡会議（河辺地域）副会長	土居 敏	
5	国際ソロプチミスト大洲 会長	久保田 和子	
6	大洲市連合婦人会 会長	玉木 妙子	
7	公募委員	井上 往美	
8	大洲商工会議所 会頭	城戸 猪喜夫	
9	大洲市観光協会 会長	藤岡 周二	
10	愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長	菊地 秀明	
11	大洲市森林組合 会計主任	柴野 千歳	
12	一般社団法人大洲青年会議所 直前理事長	濱田 崇正	
13	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 会長	福住 隆敏	
14	大洲市民生児童委員協議会 会長	西尾 和子	
15	大洲人権擁護委員協議会大洲部会 会長	大石 あい	
16	大洲市教育委員会 教育長職務代理者	西山 千春	
17	大洲市PTA連合会女性副会長会 会長	増岡 真希	
18	国立大学法人愛媛大学 社会共創学部 副学部長	松村 暢彦	※会長
19	大洲市議会 議長	大野 立志	
20	大洲市議会 総務企画委員会 委員長	松徳 憲二	

※役職名は令和4年2月時点

（異動などにより途中で退任された委員）

番号	役職名	氏名	備考
1	大洲市自治会連絡会議（大洲地域）会長	山内 勝之	※副会長
2	大洲市自治会連絡会議（肱川地域）副会長	福山 保	
3	大洲市自治会連絡会議（河辺地域）副会長	請田 竹男	
4	大洲市PTA連合会女性副会長会 会長	久米山 雅美	
5	大洲市議会 議長	安川 哲生	
6	大洲市議会 総務企画委員会 委員長	児玉 康比古	

※役職名は委嘱時点

2. 大洲市総合計画策定委員会

番号	役職名	氏名	備考
1	副市長	松田 眞	※委員長
2	教育委員会 教育長	東山 宏	
3	総務部長	武知 省吾	
4	会計管理者	丸山 幸宏	
5	総合政策部長	久保 明敬	※副委員長
6	市民福祉部長	藤田 修	
7	商工観光部長	武田 康秀	
8	農林水産部長	木藤 幸治	
9	建設部長	谷川 剛	
10	教育委員会 教育部長	井上 徹	
11	議会事務局長	森野 啓二	
12	大洲病院事務長	矢野 文康	
13	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合 事務局長	篠原 雅人	
14	大洲地区広域消防事務組合 消防長	和氣 和清	
15	長浜支所長	久保 嘉範	
16	肱川支所長	高田 栄治	
17	河辺支所長	藤田 豊寿	

3. 大洲市総合計画策定部会

番号	役職名	氏名	備考
1	総合政策部 部長	久保 明敬	※部会長
2	総務部 財政契約課 課長	楠野 修	
3	総務部 総務課 課長補佐	檜田 剛	
4	総合政策部 復興支援課 課長	藤原 貴	
5	総合政策部 企画情報課 課長補佐	信尾 肇典	
6	市民福祉部 市民生活課 課長	西田 義彦	
7	市民福祉部 社会福祉課 課長補佐	門多 広樹	
8	商工観光部 商工産業課 課長	河野 悟久	
9	商工観光部 観光まちづくり課 課長補佐	窪田 敬	
10	農林水産部 農林水産課 課長	菊池 章	
11	農林水産部 農山漁村整備課 課長補佐	城ノ戸 壽正	
12	建設部 都市整備課 課長	山下 和広	
13	建設部 建設課 課長補佐	上田 規男	
14	教育委員会事務局 教育総務課 課長	城戸 弘一	
15	教育委員会事務局 教育総務課 課長補佐	中島 清和	
16	長浜支所 地域振興課 課長	山尾 淳志	
17	肱川支所 地域振興課 課長	富永 重則	
18	河辺支所 地域振興課 主幹	谷本 富英	

大洲市総合計画の策定等に関する条例

平成27年7月1日

大洲市条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、大洲市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市におけるまちづくりの基本的な指針として基本構想及び基本計画により構成するものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(総合計画の策定等)

第3条 市長は、広く市民の意見を反映した総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、本市の最上位の計画とし、個別の施策に係る計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、大洲市総合計画審議会条例（平成17年大洲市条例第244号）第1条に規定する大洲市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大洲市総合計画審議会条例

平成17年3月31日
大洲市条例第244号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、大洲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、大洲市総合計画に関し、必要な事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に招集する審議会は市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

アルファベット	
AED (自動体外式除細動器)	Automated External Defibrillator の略語。自動体外式除細動器のことであり、心停止の際に自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。
ALT (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher の略語。中学校や高等学校における外国語授業や小学校における外国語会話などの補助をする助手のこと。
CATV	ケーブルテレビ。映像を同軸ケーブル・光ファイバー・ケーブルで伝送する有線のテレビ。
CLT	Cross Laminated Timber の略語。欧米で開発された工法で、板の層を各層で互いに直行するように積層接着した木質系材料のこと。平成 25 年 12 月に日本農林規格 (JAS) として“直交集成板”の名称により制定され、平成 26 年 1 月に施行された。
CS分析	顧客満足度調査のこと。市民を顧客と見立てて、各施策 (項目) の満足度と重要度を分析したもの。
DMO	Destination Marketing Organization の略語。「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりに向けて、マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進、地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う組織及び機能のこと。
GIGAスクール構想	1 人に 1 台の端末、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指すことを目的としている。
ICT (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略語。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、「IT」とほぼ同様の意味。
ISO認証	International Organization for Standardization の略語で、国際標準化機構のこと。ISOが定める環境管理システム「ISO規格」は、企業などにおける国際間の取引をスムーズにするための共通の基準であり、これに適合することをISO認証という。
NPO	Non-Profit Organization の略語。「非営利組織」のこと。株式会社などの営利を追及する企業とは異なり、営利を目的としない組織のこと。
SNS	Social networking service の略語。インターネット上の交流を通して人と人とのつながりやコミュニケーションをサポートし、社会的なネットワーク (ソーシャルネットワーク) を構築するサービスのこと。

アルファベット	
U J I ターン	Uターンは、進学や就職などで、都市部に出た後、再び生まれ育った地域に戻ってきて定住すること。Jターンは、都市部に出た後、生まれ育った地域の近隣地域に戻ってきて定住すること。Iターンは、都市部出身の人が、地方部に移住すること。一般的には大都市圏とその他の地方圏の間での人の移動を意味する。
あ行	
アクセシビリティ	近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、「ホームページのアクセシビリティ」とは、ホームページにアクセスした誰もが容易に情報を共有できるよう、高齢者や障がい者などあらゆる利用者に配慮したWebサービスを提供する状態にあること。
インバウンド	「外から入ってくる旅行」の意味であり、海外からの訪日外国人旅行者のこと。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所、空き地のこと。
オープンデータ	政府機関や自治体、研究機関、教育機関、企業などがもつ、だれでも入手が可能で、自由に利用や配布ができるデータのこと。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。植物由来の燃料を燃やしたときに発生する二酸化炭素は、植物が大気中から光合成で吸収・固定したもので、大気中の二酸化炭素を増加させることにはならないという考え方。
海面漁業	海で行われる漁業（沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業、海面養殖）のこと。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。「国等による環境物品等の調達の推薦等に関する法律（グリーン購入法）」では、公共機関が物品などを購入する際には、できるだけ環境負荷の低いものを選ぶよう定められている。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域で自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グローバル化	国境を越えた地球環境での人や物の移動、経済活動などが活発になること。
高付加価値化	商品の生産・流通の各段階で新しく高いレベルの価値を付け加えること。
国際理解教育	世界は、戦争・貧困・開発・差別・人権・環境問題など、様々な問題を抱え続けており、このような国際的な問題について、現状を知り、課題に気づき考えて、自らできることを実行する、というプロセスで学習に取り組む教育のこと。

か行	
コミュニティスクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	医療・福祉施設、商業施設や住居などがコンパクトにまとまって都市の中心に立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通ネットワークによりこれらの生活利便施設などにアクセスできる都市構造のこと。
さ行	
再生可能エネルギー	有限な石油・石炭などの化石燃料、原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。 具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。
サイン看板	各種施設や観光名所など、ある場所への方向を指し示す看板のこと。
サテライトオフィス	企業や団体の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
循環型社会	モノを大量に生産・消費し、大量に破棄するような社会ではなく、モノを何度も使ったりリサイクルしたりすることを前提とした社会のこと。
水源涵養機能	森林の土壌が持つ機能であり、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能。
スクールカウンセラー	全国の小・中・高等学校に配置される心理カウンセラー。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。
スクラップアンドビルド	老朽化して非効率な行政施設や機能を廃止して、新しい行政施設・機能におきかえることにより、集中化、効率化などを実現すること。
スマート農林水産業	ロボット、AI、IoTなどのICT技術（先端技術）を活用する農業、林業、漁業のこと。
た行	
第三セクター	国や都道府県・市町村（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立される事業体のこと。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
多文化共生社会	ひとつの地域のなかで、さまざまな民族・文化が相互尊重しつつ共存し、ともに生活を営んでいる社会。
男女共同参画社会	男女が社会を構成する対等なパートナーとして、共に活躍できる機会が得られ、お互いに協力し合いながら責任を担う社会。

た行	
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域などの条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。
地域活性化起業人	地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事する人のこと。
地域プロジェクトマネージャー	おおむね1年以上3年以下の期間、市町村が実施する地域の重要プロジェクトの現場における責任者としてプロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し、当該プロジェクトを推進するとともに、人材育成や体制整備などプロジェクトの自走化に向けた手立てを講じることにより、地域活性化に向けた成果を上げていく人のこと。
地域包括ケアシステム	住まい・医療・介護・予防・生活支援を地域の中で一体的に提供する、地域における包括的な支援・サービス提供体制及びそのような地域社会のこと。
知行合一	陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。
地産地消	「地場生産ー地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費すること。
デジタル・トランスフォーメーション	Digital Transformation の略語。行政や市民・事業者等が、デジタル技術も活用して、市民本位の行政、社会、地域等を再構築するプロセスのこと。
デマンド交通	予約型の輸送サービスのこと。
な行	
内水面漁業	河川・池・沼など淡水における漁業のことで、本市では、肱川における漁業を指す。
中江藤樹	近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。
認定こども園	子育てを支援するため、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を合わせ持った施設のこと。定められた認定基準を満たす施設は、都道府県などから「認定こども園」の認定を受けることが出来る。

な行	
認定農業者	市町村長から認定を受けた農業者のことで、農業者が作成した農業経営改善計画（経営規模の拡大や生産の合理化など農業経営の改善を図るための計画）と市町村の農業に関する方針などが合致していれば認定される。農業者は認定を受けることで、様々な支援を受けることができるようになる。
認定林業事業体	他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などのこと。
ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人々が平等に、自立した生活や社会活動を営むことができることが普通であるという考え方。そのための社会的条件や基盤の整備を行うという考え方。
は行	
ハートなんでも相談員	生徒が悩み等を気軽に話すことができ、ストレスを和らげて、心のゆとりが持てるような環境づくりを担う人のこと。
パブリックコメント	「意見公募手続」ともよばれる。市が各種計画などを策定する際に、広く意見を述べる機会を設け、そこで得た意見などを考慮した上で策定するといった一連の手続きのこと。
バリアフリー	道路の段差など、身体の不自由な人などが、生活をしていく上で支障を感じるような、物理的・機能的な障壁などを取り除くこと。
ポケットパーク	駐車場やトイレを備えた小さな公園のこと。
ま行	
マイナンバー制度	住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、効率的に情報を管理することにより、社会保障制度や税制などの分野において、公平・公正・効率的な行政手続きを行うための制度。
木質バイオマス	木を切ったときに出る枝や葉、木くずなど、これまで捨てられていたもので、工夫すれば燃料や製品の材利用となるもの。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。
ら行	
ライフステージ	年齢ではなく、結婚、子育て、仕事など生活状況（生活スタイル）に注目して区切った段階のこと。
わ行	
ワーケーション	「ワーク(仕事)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせた造語。会社員などが、休暇などで滞在している観光地や帰省先などで働くこと。